第五十六条及び第五十七条　削除

（電磁的方法による保存）

第五十八条　第十四条の三第一項各号及び第五十三条第一項各号に掲げる事項が、電磁的方法（電子的方法、磁気的方法その他の人の知覚によって認識することができない方法をいう。第六十三条第一項及び第百三十三条において同じ。）により記録され、当該記録が必要に応じ電子計算機その他の機器を用いて直ちに表示されることができるようにして保存されるときは、当該記録の保存をもって法第四十三条の三の十一第一項及び第四十三条の三の十六第一項に規定する当該事項が記載された記録の保存に代えることができる。

2　［略］

（合併及び分割の認可の申請）

第六十条　法第四十三条の三の十八第一項の合併又は分割の認可を受けようとする者は、次に掲げる事項を記載した申請書に、当事者が連署（新設分割の場合にあっては、署名）をして、これを原子力規制委員会に提出しなければならない。

［一～六　略］

七‖発電用原子炉施設の保安のための業務に係る品質管理に必要な体制の整備に関する事項

2　前項の申請書には、次に掲げる書類を添付しなければならない。

［一～五　略］

六‖発電用原子炉施設の保安のための業務に係る品質管理に必要な体制の整備に関する説明書

七‖［略］

3　［略］

（記録）

第六十二条　法第四十三条の三の二十一の規定による記録は、発電用原子炉ごとに、次の表の上欄に掲げる事項について、それぞれ同表中欄に掲げるところに従って記録し、それぞれ同表下欄に掲げる期間これを保存しておかなければならない。

記録事項	記録すべき場合	保存期間
一　発電用原子炉施設の施設管理（第七十六条第一項に規定するものをいう。以下この表において同じ。）に係る記録		
イ　使用前確認の結果	確認の都度	同一事項に関する次の確認の時までの期間
［削る。］	［削る。］	［削る。］

（定期安全管理審査の対象となる事項）

第五十六条　法第四十三条の三の十六第五項の原子力規制委員会規則で定める事項は、次のとおりとする。

一　検査において協力した事業者がある場合には、当該事業者の管理に関する事項

二　検査記録の管理に関する事項

三　検査に係る教育訓練に関する事項

2　直近の法第四十三条の三の十六第六項において準用する法第四十三条の三の十三第六項の通知において定期事業者検査の実施につき十分な体制がとられていると評定された組織については、前項の規定にかかわらず、同項第二号及び第三号の規定を適用しない。

第五十七条　削除

（電磁的方法による保存）

第五十八条　第三十三条第一項各号及び第五十三条第一項各号に掲げる事項が、電磁的方法により記録され、当該記録が必要に応じ電子計算機その他の機器を用いて直ちに表示されることができるようにして保存されるときは、当該記録の保存をもって法第四十三条の三の十三第一項並びに第四十三条の三の十六第一項及び第三項に規定する当該事項が記載された記録の保存に代えることができる。

2　［同上］

（合併及び分割の認可の申請）

第六十条　法第四十三条の三の十八第一項の合併又は分割の認可を受けようとする者は、次に掲げる事項を記載した申請書に、当事者が連署（新設分割の場合にあっては、署名）して、これを原子力規制委員会に提出しなければならない。

［一～六　同上］

［号を加える。］

2　［同上］

［一～五　同上］

六‖［号を加える。］

六‖［同上］

3　［同上］

（記録）

第六十二条　法第四十三条の三の二十一の規定による記録は、発電用原子炉ごとに、次表の上欄に掲げる事項について、それぞれ同表中欄に掲げるところに従って記録し、それぞれ同表下欄に掲げる期間これを保存しておかなければならない。

記録事項	記録すべき場合	保存期間
一　発電用原子炉施設の保守管理記録		
イ　使用前検査の結果	検査の都度	同一事項に関する次の検査の時までの期間
ロ‖施設定期検査の結果	検査の都度	同一事項に関する次の検査の時までの期間